

厚木市都市計画公聴会規則に基づく

ごみ焼却場 の 都市計画変更

(廃止及び名称変更) の原案に関する説明会

厚木市立依知南公民館 2 階集会室
令和 7 年 7 月 10 日



厚木市 都市計画課

1 本日の説明会の趣旨

2 背景、概要

3 都市計画変更の概要

4 今後の都市計画手続

■ 本日の説明会の趣旨

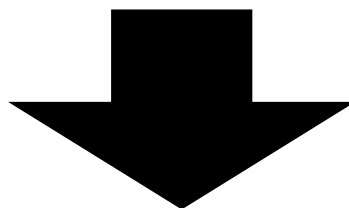
厚木都市計画ごみ焼却場の都市計画変更（廃止及び名称変更）に関する厚木市住みよいまちづくり条例に基づく説明会（令和7年5月17日開催）、意見書受付等の手続き（意見書等の提出なし）を経て、都市計画変更の「原案」を作成しました。
この「原案」について周知を図るため、説明会を開催します。
(厚木市都市計画公聴会規則 第5条)

本日は、厚木都市計画ごみ焼却場の都市計画変更（原案）について説明させていただきますので、御意見をお聞かせください。

■ 本日の説明会の趣旨

都市計画変更は、、、

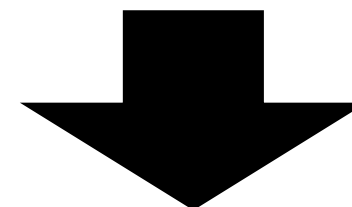
番号	ごみ焼却場名
<u>第2号</u>	<u>厚木市環境センター</u>



廃止



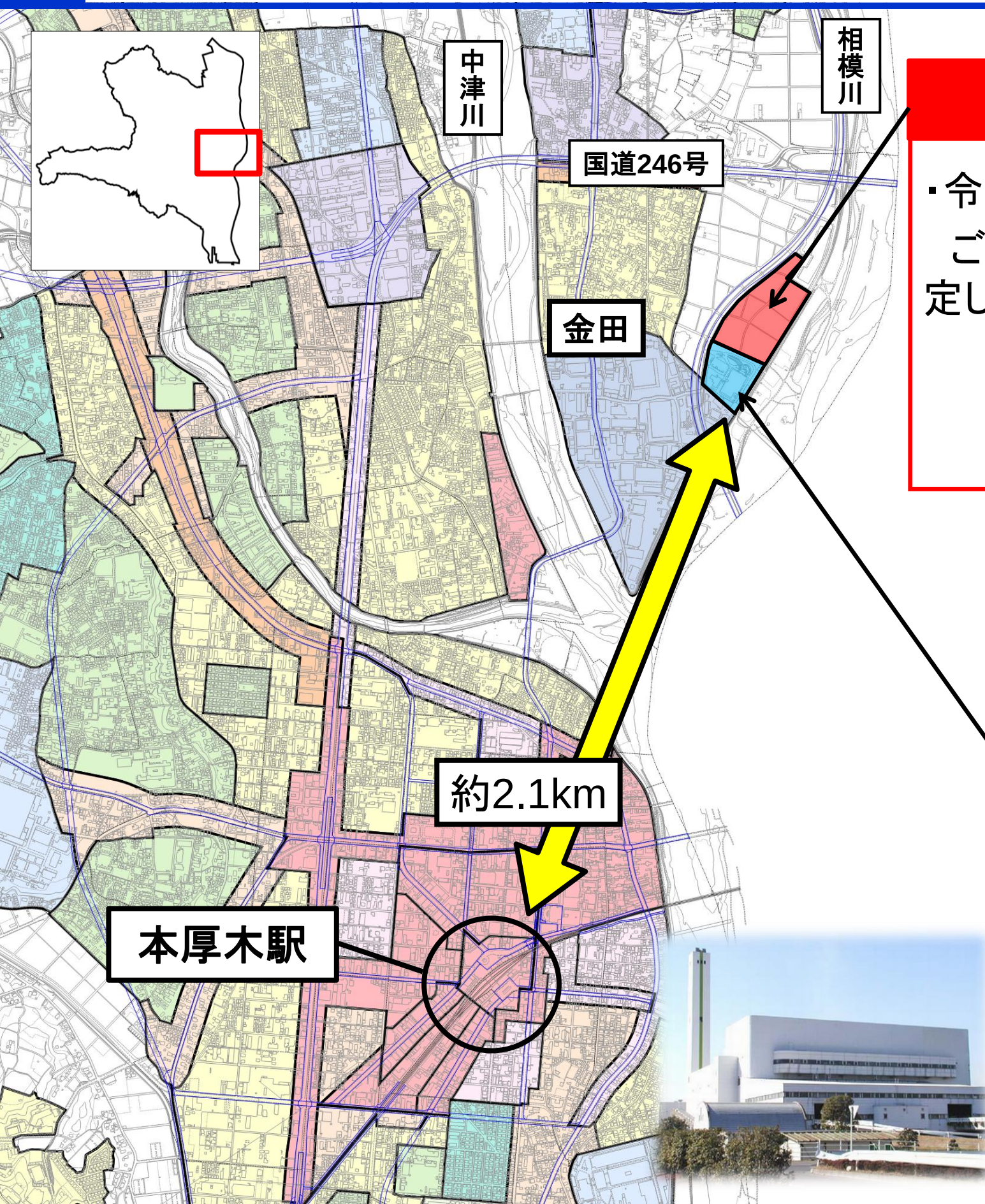
番号	ごみ焼却場名
<u>第3号</u>	<u>厚木愛甲環境施設組合 ごみ中間処理施設</u>



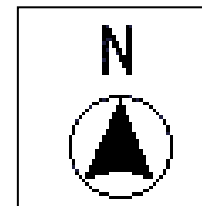
番号	ごみ焼却場名
第2号	厚木愛甲環境施設組合 ごみ中間処理施設



整備イメージ



位置図



新ごみ処理施設

- 令和元年10月4日
ごみ焼却場として都市計画決定した。

現在建設中

(R7.12稼働予定)



整備イメージ

現ごみ処理施設

- 昭和58年12月22日
都市施設 ごみ焼却場として
都市計画決定した。

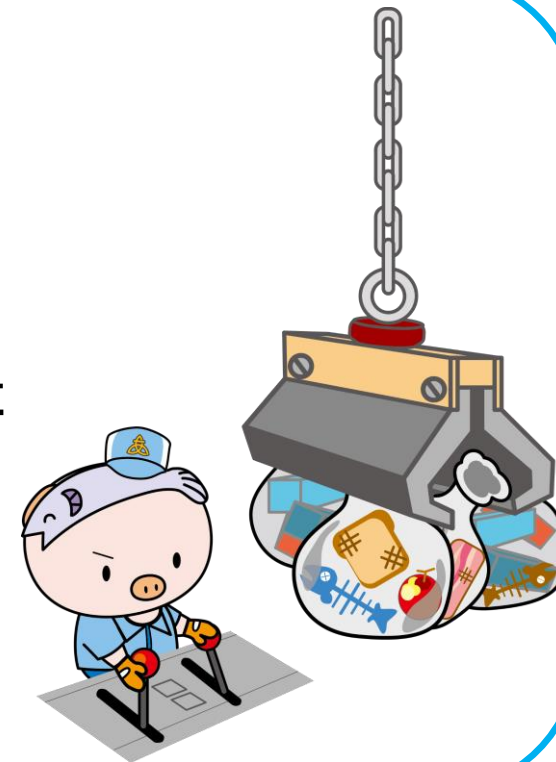
現在稼働中

(S62.11 ~ 現在)

現ごみ処理施設(第2号厚木市環境センター)

- 昭和58年12月22日 ごみ焼却場として都市計画決定
- 昭和62年11月に完成
- 「厚木市都市計画マスタープラン」、
「厚木愛甲ごみ処理広域化実施計画」等
- ・ごみの減量化及び資源化を図る
- ・愛川町・清川村とのごみ共同処理(広域化)

現在稼働中(S62.12 ~ 現在)



↓
建物の老朽化による
建て替えが必要

新ごみ処理施設(第3号厚木愛甲環境 施設組合ごみ中間処理施設)

- 令和元年10月4日 ごみ焼却場として都市計画決定。

現在建設中(R7.12稼働予定)

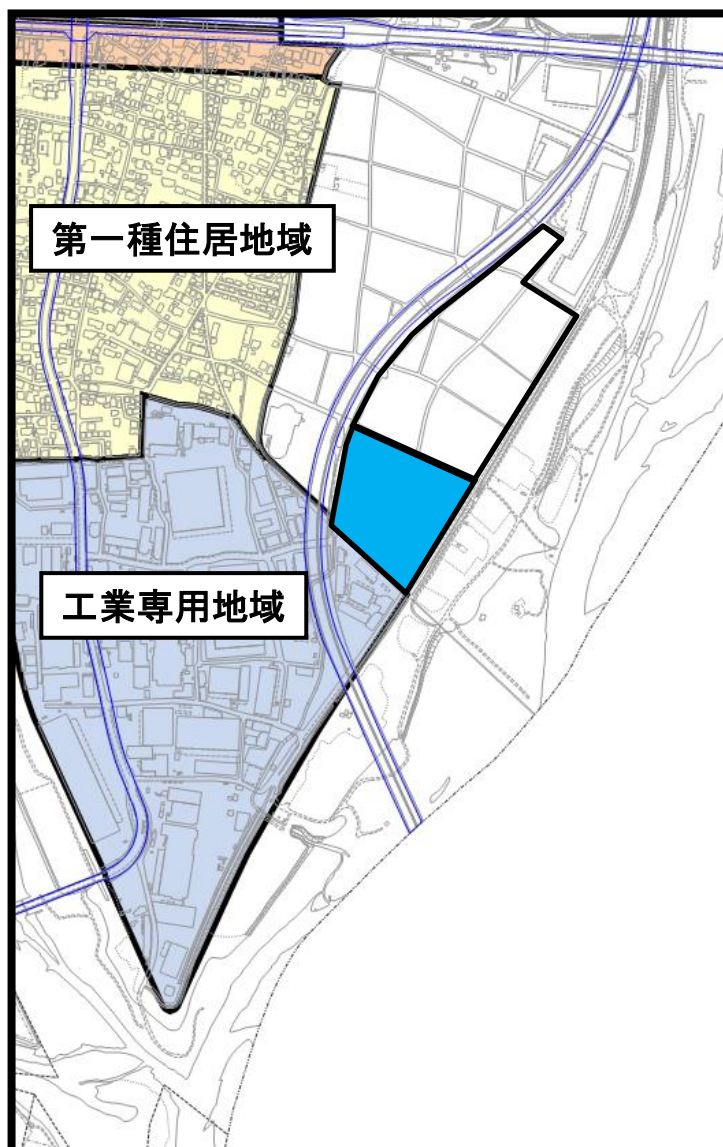


第2号厚木市環境センター（現在稼働中）

背景

厚木都市計画ごみ焼却場『第2号厚木市環境センター』は、昭和58年12月22日に都市計画決定し、昭和62年11月に完成しました。現状、老朽化が進んでいます。

決定概要



名 称		位 置	面 積	備 考
番号	ごみ焼却場名			
2	厚木市環境センター	厚木市金田 字新走落、 字新御嶽下	約2.8 ha	処理能力 330t/日



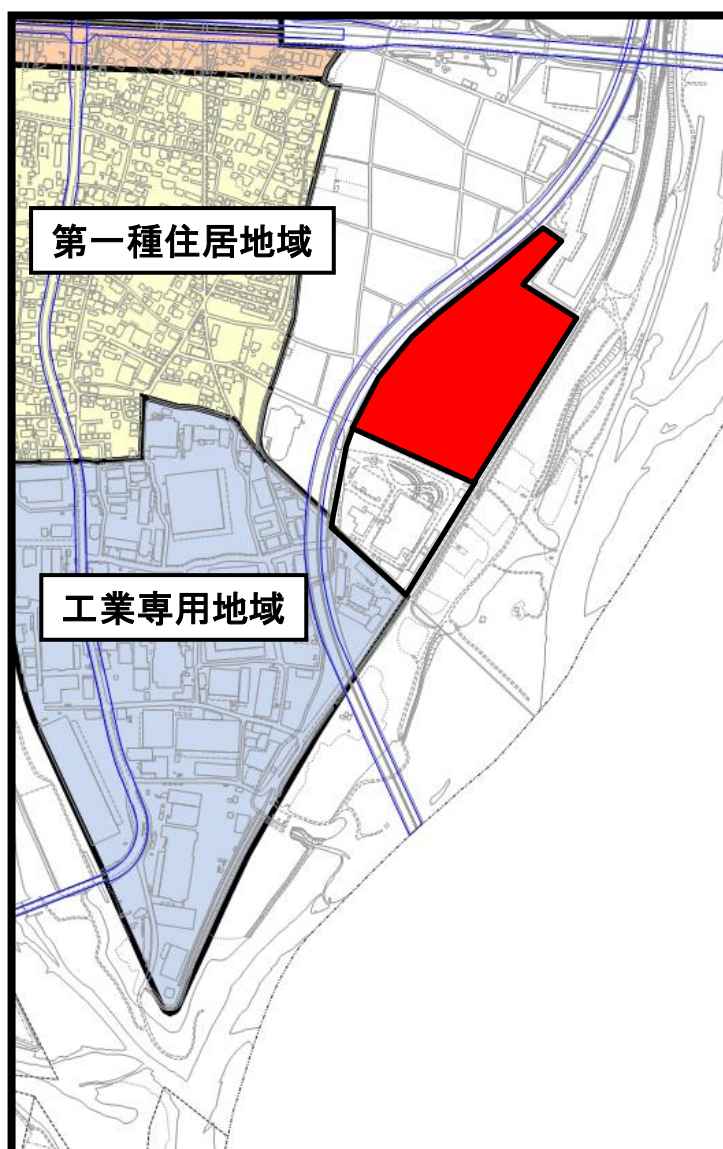
都市計画の変更（廃止）

第3号厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設(現在**建設中**)

背景

現在建設中の厚木都市計画ごみ焼却場『第3号厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設』は、令和元年10月4日に都市計画決定し(※)、その後建設を開始し、令和7年12月1日の稼働が確実となりました。

決定概要

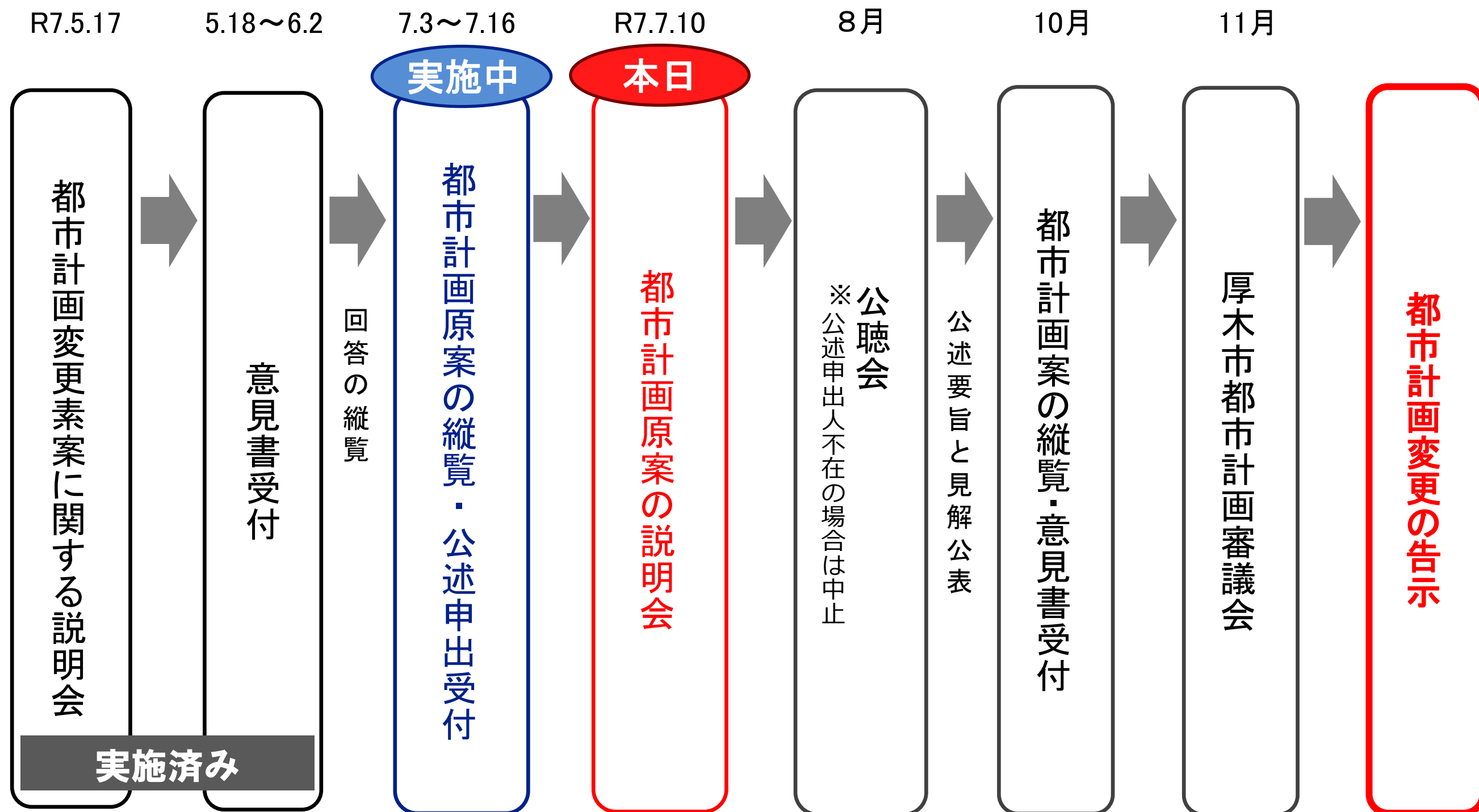


名 称		位 置	面 積	備 考
番号	ごみ焼却場名			
3	厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設	厚木市金田字 新白鳥、字新森下、字新 前河内及び字新	約5.5 ha	処理能力 273t/日



名 称		位 置	面 積	備 考
番号	ごみ焼却場名			
2	厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設	厚木市金田字 新白鳥、字新森下、字新 前河内及び字新	約5.5 ha	処理能力 226t/日

※処理能力は備考欄に記載した参考数値で、都市計画決定内容ではありません。



・本スケジュール案は現時点での予定であり、
今後の関係機関との調整状況や事業の進捗状況等により変更となる場合があります。



【都市計画原案の縦覧について】

縦覧期間	令和7年7月3日(木)～7月16日(水) 午前8時30分～午後5時15分(土日を除く)
縦覧場所	厚木市 都市みらい部 都市計画課 (厚木市役所第二庁舎12階)
縦覧方法	直接縦覧場所にお越しく下さい。 なお、市ホームページでも都市計画原案をご覧になれます。

都市計画原案は、
市ホームページからからご覧になれます。

厚木市 都市計画手続

検索



【公述申出について】

※公聴会での意見陳述するための申出

申出期間	令和7年7月3日(木)～7月16日(水) 午前8時30分～午後5時15分(土日を除く)
申出方法	公述申出書(都市計画課窓口又は市ホームページから入手可)を直接、郵送、ファクス又はEメールで都市計画課に提出してください。
申出できる方	原則として市民又は利害関係を有する方 (原案に係る区域の土地に法律上の権利関係を有する方、市内に在勤の方等)

公述申出書は、
市ホームページからダウンロードできます。

厚木市 都市計画手続

検索



【公述会について】

※公述申出があった場合に開催します。

公聴会とは	・市が作成した都市計画の原案について住民が公開の下で意見陳情を行う場です。 ・当該都市計画の原案に関する公述以外はできません。 ・公聴会で述べられた意見に対しては、後日、市の見解をまとめた書面を作成し、公述人に通知すると共に、市ホームページで公表いたします。
日時	令和7年8月6日(水)19時～21時 ※公述人の人数によっては、終了時間が早くなることがあります。
場所	依知南公民館 2階集会室
傍聴方法	・窓口、電話、ファクス又はEメールに公聴会名、〒住所、氏名(ふりがな)、電話番号を書き、8月5日(火)までに都市計画課へ提出してください。(定員30人。先着順。) ※公聴会の開催の有無は、7月23日(水)以降に市ホームページ又は都市計画課までお電話でご確認ください。



皆様のご理解
ご協力をお願いします。

